

瀬戸市訓令第 1 号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和 3 7 年瀬戸市訓令第 1 号）の一部を次のように  
改正する。

令和元年 5 月 2 9 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前									
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(4) 部長 瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号。以下「規則」という。）第45条第1項に規定する部長、<u>同条第2項に規定する危機管理監</u>、消防組織法（昭和22年法律第226号）第12条第1項に規定する消防長、瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）第7条第1項に規定する部長、瀬戸市監査委員事務局運営規程（昭和60年瀬戸市監査委員告示第1号）第2条に規定する事務局長、瀬戸市公平委員会事務局運営規程（平成13年瀬戸市公平委員会告示第1号）第2条に規定する事務局長、瀬戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和60年瀬戸市固定資産評価審査委員会告示第1号）第2条に規定する事務局長及び瀬戸市議会事務局条例（昭和54年瀬戸市条例第16号）第2条に規定する事務局長をいう。</p> <p>(5)から(10)まで &lt;省略&gt;</p> <p>別表第1（第4条―第6条関係）</p> <p>1 &lt;省略&gt;</p> <p>2 人事関係</p>						<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(4) 部長 瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号。以下「規則」という。）第45条第1項に規定する部長、消防組織法（昭和22年法律第226号）第12条第1項に規定する消防長、瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）第7条第1項に規定する部長、瀬戸市監査委員事務局運営規程（昭和60年瀬戸市監査委員告示第1号）第2条に規定する事務局長、瀬戸市公平委員会事務局運営規程（平成13年瀬戸市公平委員会告示第1号）第2条に規定する事務局長、瀬戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和60年瀬戸市固定資産評価審査委員会告示第1号）第2条に規定する事務局長及び瀬戸市議会事務局条例（昭和54年瀬戸市条例第16号）第2条に規定する事務局長をいう。</p> <p>(5)から(10)まで &lt;省略&gt;</p> <p>別表第1（第4条―第6条関係）</p> <p>1 &lt;省略&gt;</p> <p>2 人事関係</p>									
<table border="1"> <tr> <td>決裁事項</td> <td>決裁区分</td> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>部長共通</td> <td>課長共通</td> <td>備考</td> </tr> </table>	決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	<table border="1"> <tr> <td>決裁事項</td> <td>決裁区分</td> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>部長共通</td> <td>課長共通</td> <td>備考</td> </tr> </table>	決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考									
決裁事項	決裁区分	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考									

<省略>						
任免	<省略>	<省略>			<省略>	<省略>
	出勤停止・休職 職・復職				臨時職員	
	育児休業の承 認、延長及び 失効			職員		
<省略>						

備考 <省略>

3 <省略>

別表第2（第5条、第6条関係）

1 市長直轄組織

主務課 の区分	決裁区分	主務部長	主務課長	備 考
	専決事項			
危機管 理課	防災	地域防災対策の実施計画	①<省略> ②<省略>	
	危機管理	危機管理対策の実施計画	危機管理計画の実施	
<省略>				

2から8まで <省略>

<省略>						
任免	<省略>	<省略>			<省略>	<省略>
	出勤停止・休職 職・復職				臨時職員	
<省略>						

備考 <省略>

3 <省略>

別表第2（第5条、第6条関係）

1 市長直轄組織

主務課 の区分	決裁区分	主務課長	備 考
	専決事項		
危機管 理課	防災	①地域防災対策の実施計画 ②<省略> ③<省略>	
	危機管理	①危機管理対策の実施計画 ②危機管理計画の実施	
<省略>			

2から8まで <省略>

## 附 則

この訓令は、令和元年6月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定については、公布の日から施行する。